

京都市告示第 301 号

令和 6 年 4 月 24 日付け京都市告示第 141 号（道路法に基づく道路区域の決定）の一部を次のように改めます。

令和 6 年 7 月 22 日

京都市長 松 井 孝 治

表中

「

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
伏見西部第四経12号線	伏見区横大路菅本 2 番地の 19 地先から 同区横大路鍬ノ本 50 番地の 1 地先まで	メートル 102.90	メートル 8.20～16.20

」

を

「

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
伏見西部第四緯12号線	伏見区横大路菅本 2 番地の 19 地先から 同区横大路鍬ノ本 50 番地の 1 地先まで	メートル 102.90	メートル 8.20～16.20

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)